

新城市議会議長引き継ぎ事項

平成29年11月、新城市議会議長としての職務を任せ、公平公正な立場と規律を重んじる宣言を行うとともに、議長引き継ぎ事項を含めた議長の仕事をチーム議会の確立をめざす総意の下で進めてきました。そして、「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の本来の目的を全議員により目指してきました。

議会改選前の議長から引き継ぎ事項としてまとめられていた項目は、次の6項目です。「①議会改革に関すること ②議会内の体制整備に関すること ③常任委員会委員長の役割に関すること ④第2次総合計画の策定への関与に関すること ⑤市民との協働に関すること ⑥議会内ICT化の推進に関すること」であります。いずれも道半ばのものばかりではありますが、すべてを特別委員会や常任委員会を通じて全議員の下で協議・共有をはかりながら遂行されています。

新城市議会の安定は、政治改革と改善なくしてあり得ません。引き続き、これまでの議会改革・改善を踏まえた情報発信や透明性の確保に努めるとともに、住民福祉の向上のために真に議会を機能させ、市民から信頼される市議会をめざすために後半2年間、以下の事項に取り組んでいただくようお願いします。

記

- 1 政務活動費の運用指針見直し（使途の透明性と説明責任）
 - ① 平成29年11月の議長就任早々、一部の議員から過去の政務活動費交付金の一部返還がありました。このことから、使途の透明性や説明責任が果たされるよう、これまでの運用手引きから新指針の作成へと取り掛かり、平成30年4月から新指針の運用をスタートしました。平成30年1月～2月に実施した「議会に関する市民意識調査」結果からも、また最近の一連の出来事（政治倫理審査会、政務活動費交付金返還訴訟）からも、使途の透明性と説明責任が求められています。今年6月以降9月にかけて、同様に何件かの政務活動費交付金の一部返還がありました。全員協議会による改善案提示も中途であり、更なる運用指針の見直しを進めてください。
 - ② 令和元年9月26日開催時の全員協議会検討資料（丸山作成：運用指針の見直し）を参考に、現在暫定で運用されている事項を整理し、政務活動の趣旨に沿った指針の見直しを進めてください。
 - ③ 地方自治法第100条14項～16項を遵守するとともに、平成24年の法改正により追加された第16項「議長は、使途の透明性の確保に努める」により、義務規定を議長に求めています。このことにより、政務活動費は「市政の課題や市民の意思を把握し、市政に反映させる活動、その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要される経費であり、これらに留意された運用を図る必要があります。このことを踏まえた見直し作業を進めてください。

2 山崎祐一議員辞職勧告決議の議決の今後の方針

- ① 平成30年12月定例会で、議会として山崎祐一議員に対して一番重い政治的責任を課しました。全議員一致で決議した内容に対して「山崎議員が真摯に向き合ってきたか否か」を全員協議会の定例開催により確認する必要があります。
- ② 議会が市民に対してどのように説明するのか問われています。議会として改めて意思表示する必要があるか否かを全議員で協議する必要があります。

3 全員協議会、連合審査会の活用で一層の議員間討議の場を

- ① 議長を中心としたチーム議会の活動の活発化が求められています。そのために全員協議会定例活用を進めてください。
- ② 各常任委員会の連携開催（案件による）により、責任の共有化を図る連合審査を進めてください。

4 規律を重んじる活動を

- ① 過去において個人後援会関係者と関係議員との議長室無断使用等、規律が乱れた時がありました。議長は毅然と対応し、事務局との連携を行なってください。
- ② 役職議員は、あくまでも代表であるとともに公平公正な活動を進めてください。

5 その他

- ① 昨今、人口減少による地域存続が脅かされるようになりました。こういう課題解決に寄り添える体制づくりを進めてください。（例：議会報告会による各行政区回り等）
- ② 全議員で行う研修機会を充実強化してください。
- ③ 予算決算委員会の閉会中の継続審査による利点を生かす（政策サイクルを回す）検討を進めてください。
- ④ 3常任委員会を2委員会制に統合検討をし、議員間協議によるスキルアップとスピードアップにつなげるよう進めてください。

以上のとおり正に内容を確認し、前議長と現議長は、引き継ぎを行いました。

令和元年11月12日

前議長

山崎 祐一

議長

鈴木 達雄